地域脱炭素移行・再エネ推進交付金　実施要領

**※太陽光パネルと同時に設置する場合のみ、使用するチェックシート**

　別紙２

　（２）交付対象事業内容

　ア　屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

（イ）　蓄電池

　交付要件

　　　　　　　　　　　　**※☐マークにすべて“✓”がはいっていますか？？**

**※赤字記載箇所について、口頭による確認をしましたか？？**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | ✓ | 備　　考 |
| a　ア（ア）で導入する設備の付帯設備であること。　⇒本事業によって、太陽光パネルも同時に設置することになっていますか？？ | □ |  |
| b　原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。　⇒太陽光パネルで発電する電気を蓄電し、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備となっていますか？？ | □ |  |
| c　停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。　⇒停電時のみに利用する予備電源となっていませんか？？ | □ |  |
| d　交付率等の※に定める価格以下の蓄電システムであること。⇒155,000円/kwh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電システムとなっていますか？？ | □ |  |
| e　リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。　　⇒リース事業者に対して、交付金が交付されることを証明できるよう準備されていますか？　　⇒交付金額相当分がリース料金から控除されていることを証明できるよう準備されていますか？　　リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。⇒耐用年数期間満了まで継続的に使用するための書類はありますか？　　⇒減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定を遵守することとなっていますが、確認されましたか？（最大下記の年数は処分に制限がかかります。）　　①自家用で蓄電地を合わせて導入する場合は7年間　　②自家用+事業用で導入する場合は17年間　　リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。⇒耐用年数よりリース期間が短くなっていますが、耐用年数期間満了まで継続的に使用することを確約できる書類等はありますか？ | □□□□ |  |
| 【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル未満）：a～の全てを満たすこと】f　蓄電池パッケージ　　⇒f～kすべてにチェックが入っていますか？？ | □ |  |
| 　（a）蓄電池部（初期実行容量1.0kwh以上）とパワーコンディショナー等の電気変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。　　※初期実行容量は、JEM規格で定義された初期実行容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。　　⇒いずれかの低い数値が1.0kwh以上となっていますか？？　　※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。　　⇒蓄電池パッケージ型番は付与されていますか？？　　（蓄電池本体・パワーコンディショナー・リモコン等を組み合わせた蓄電池システムの総合的な型番のこと） | □□ |  |
| g　性能表示基準　初期実行容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。　所定の表示は次のものをいう。⇒以下の（a）～（f）いずれにもチェックが入っていますか？？ | □ |  |
| 　（a）初期実行容量　　　製造業者が指定する、工事出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。　　　使用者が独自に指定できない領域は含まない。　　　（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会　日本電機工業会規格「JEM1511　低圧蓄電システムの初期実行容量算出方法」を参照すること） | □ |  |
| 　（b）定格出力　　　認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。　　　定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。　　　定格出力の単位はw、kw、Mwのいずれかとする。 | □ |  |
| 　（c）出力可能時間の例示　　　①複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（w）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。　　　出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。この時の出力の値は製造事業者の指定の値でよい。　　　②購入設置者の機器選択を助ける情報として代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。　　　例示は出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はw、kw、Mwのいずれかとする。　　　出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。　　　また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。　　　ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はw、kw、Mwのいずれかとする。 | □ |  |
| 　（d）保有期間　　　交付金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起を行うこと。　　⇒所有者（購入設置者）・補助金申請者が法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことが記載されている書類はありますか？？　　①自家用で蓄電地を合わせて導入する場合は7年間　　②自家用+事業用で導入する場合は17年間 | □ |  |
| 　（e）廃棄方法　　　使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。　　【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」　　⇒使用済み蓄電池の廃棄・回収方法が記載された書類はありますか？？ | □ |  |
| 　（f）アフターサービス　　　国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。　　⇒国内のアフターサービス窓口の連絡先が記載された書類はありますか？？ | □ |  |
| h　蓄電池部安全基準　　⇒以下の（a）（b）のいずれかにチェックが入っていますか？？ | □ |  |
| 　（a）リチウム蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。　　※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。　　⇒「JIS C8715-2」（上記）に準拠したものであることがわかる書類はありますか？？ | □ |  |
| 　（b）リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成26年4月14日消防長国寺第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。　　⇒上記に準拠したものであることがわかる書類はありますか？？ | □ |  |
| i　蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） |  |  |
| 　（a）蓄電池部が「JIS C4412-1」又は「JISC4412-2」に準拠したものであること。　　※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈　別表第八」に準拠すること。　　※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。　　⇒「JIS　C4412」（上記）に準拠したものであることがわかる書類はありますか？？ | □ |  |
| j　震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） |  |  |
| 　（a）蓄電容量10kwh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。　　※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。　　⇒第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであることが分かる書類はありますか？？ | □ |  |
| k　保証期間 |  |  |
| 　（a）メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。　　※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。　　※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。　　※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。　　※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。　　※JEM規格で定義された初期実行容量（計画値と計測値のいずれか低い方）が1.0kwh未満の蓄電システムは対象外とする。　　⇒メーカー保証とサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであることが分かる書類はありますか？？ | □ |  |